

トウリバー地区マリーナ係留施設使用許可申請の申し込み資格について

◎ 申請者・使用者・クルー・共同所有者とは

- **申請者**とは船舶検査証書の所有者に名前が記載されており、宮古島市長へ施設使用許可申請をする者です。
- 申請者が個人の場合は施設使用許可を受けた時点で、**使用者**となりマリーナを使用できます。
- 申請者が法人の場合は施設使用許可を受けた時点で、申請書に記載した**使用者**がマリーナを使用できます。
- 法人の場合の**使用者**は、登記簿謄本に氏名の記載があり小型船舶操縦免許を所持している代表取締役、取締役、監査役等から選出した1名、または法人が共同使用者(クルー)登録申請をし許可を受けた小型船舶操縦免許を所持している1名を選び、そのどちらかが**使用者**となります。
- **使用者**とは施設使用許可書に宮古島市長から使用許可を受けた者の氏名に記載される者で、小型船舶操縦免許の所持者でなければなりません。
- **クルー**とは**申請者**が「共同使用者(クルー)登録申請書」を提出して許可された場合に認められた者です。申請者と雇用関係にあり、申請者である雇用主の組織で雇用保険に加入している事と、原則宮古島市に住民票がある事が申請条件となります。
- **使用者とクルー**だけがマリーナに単独で立ち入る事と使用する事が出来ます。
- **使用者とクルー**は施設使用許可書を受けた後、無断で変更する事は出来ません。変更する場合は施設使用許可申請書と必要書類の再提出が必要です。
- **共同所有者**とは船舶検査証書と一部事項証明書で事項部(所有権に関する事項)が記載されている証明書(JCI)に名前の記載がある者です。

◎ マリーナへ単独で立入及び使用ができる者の定義

申請者が個人で共同所有者がいる場合や、法人で役員が複数人いる場合また共同所有者がいる場合でも、単独で立ち入りと使用できる者は施設使用許可書に記載がある宮古島市長より**使用許可を受けた者の氏名に記載されている1名**だけです。

別途、共同使用者(クルー)申請で許可された者も単独で立ち入りと使用ができます。

以下に該当する者以外はマリーナへ単独で立ち入る事、使用する事は出来ません。

1. 使用者 (宮古島市長より施設使用許可書に記されている者1名)
2. 事前に港湾課へ申請し許可を得た使用者の配偶者及び1親等の者
3. 事前に港湾課へ共同使用者(クルー)登録申請書にて許可を得た者
4. 事前に港湾課へ船舶管理業者届出書にて許可を得た船舶管理業者

トウリバーマリーナでは陸上・海上バース施設でのバースの譲渡や使用する権利の売買、バースの又貸し、使用者以外の単独使用を固く禁じています。

◎ トゥリバー地区マリーナ係留施設の使用申請の申し込み資格

○ 船を所有している個人や個人事業主

申請者と船舶検査証書の所有者の氏名が一致していなければ申し込みは出来ません。

申請者は小型船舶操縦免許を所持していなければ申し込みは出来ません。

艇がリースやレンタルで船舶検査証書の所有者が申請者と一致していない場合は、申し込みは出来ません。

○ 船を所有している法人

申請者（法人名）と船舶検査証書の所有者欄で法人名が一致していなければ、申し込みは出来ません。

注）船舶検査証書の所有者が法人名ではなく登記簿謄本に記載されている役員名等の場合は、所有者は法人ではないので個人として申し込みをして下さい。

申請者（法人名）の場合、登記簿謄本に記載がある役員で小型船舶操縦免許を所持している代表者1名、または申請者（法人名）と雇用関係にありその法人で雇用保険に加入しており、小型船舶操縦免許を所持している者を共同使用者（クルー）登録申請をしその代表者1名のどちらかを使用者とする事が出来ます。

注）役員の代表者1名に法人の登記簿謄本に記載されない会長等の役職を代表者にする場合は、法人の会長等と言う立場である事を記載された定款の写しの提出が必要になります。

艇がリースやレンタルで船舶検査証書の所有者が申請者と一致していない場合は、申し込みは出来ません。

○ 個人、法人ともに共同所有者がいる艇で申請をする場合

共同所有者がいる艇の場合、JCIの一部事項証明書の事項部(所有権に関する事項)が入った書類と別紙「共同所有者名簿」の提出が必要となり、所有者全員の同意が必要となります。

○ 使用者になる者は1級または2級小型船舶操縦士免許を所持していること。

○ 船を所有する予定がある個人、または法人

申請時に艇を所有していなくても個人、法人ともに申請は可能です。

ただし、以下の事が条件となります。

- ① 使用許可がおりてから**6ヶ月以内**に艇を購入し艇の売買契約書と艇の領収証の写しを提出。
(それぞれ宛名は申請者でなければならない)
- ② 使用許可がおりてから**12ヶ月以内**に申請者と所有者の個人名、または法人名が一致している船舶検査証書を提出。
- ③ ①②のいずれかが提出されなかった場合には使用許可が取り消される場合があります。
- ④ ③の状態になっても支払った使用料についての返金はありません。
- ⑤ 以上の4点について同意される場合のみ、申請をする事が可能です。

○ 海上バースだけの使用者となる場合、必ず陸上の保管場所を確保してください。

台風時、櫛形浮き桟橋設備の破損を防ぐ為に移動を命じる場合があります。

旧設海上バースは台風の規模により、櫛形浮き桟橋をクレーンで陸上に上げる事があり船の移動を指示した場合には速やかに移動して下さい。

新設・旧設海上バース共に、台風の規模により櫛形浮き桟橋に係留する事を禁じる事があり船の移動を指示した場合には速やかに移動して下さい。

移動の指示に従わなかった場合は、海上バースの使用許可を取り消される場合があります。

- 過去にトゥリバー地区において、無断でマリーナ内に侵入したりスロープを使用したり海上・陸上バースを使用する等、違法な行為を確認した事がある船舶や個人及びその人物が関係している法人については申請を受け付けません。